平成15年(行ケ)第269号 特許取消決定取消請求事件 平成16年11月15日口頭弁論終結

判 メルク・パテント・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクテル・ハフ

訴訟代理人弁護士 清永利亮,弁理士 葛和清司,井上洋一 被 告 特許庁長官 小川洋

指定代理人 岩瀬眞紀子,板橋一隆,後藤圭次,一色由美子,大橋信彦,井出英

特許庁が異議2000-71142号事件について平成15年2月4日にした決 定中特許を取り消した部分を取り消す。

訴訟費用は各自の負担とする。

事実及び理由

以下において特許請求の範囲を引用する場合、「および」は「及び」に、「また は」は「又は」に統一して表記した。

第1 原告の求めた裁判

主文第1項同旨の判決。

事案の概要

1 特許庁における手続の経緯

原告は、本件特許第2951400号「フルオロベンゼン誘導体及び液晶相」の 特許権者である。本件特許は、1990年9月3日(パリ条約による優先権主張1 989年9月6日、ドイツ国)を国際出願日として特許出願され、平成11年7月 9日に特許権の設定登録がされ、その後、特許異議の申立てがあり(異議2000 - 7 1 1 4 2 号)、取消しの理由が通知され、その指定期間内である平成 1 3 年 3 月 2 9 日に訂正請求(後日取下げ)がなされた後、再度の取消しの理由が通知さ れ、その指定期間内である平成14年9月17日に訂正請求がされた。

平成15年2月4日、「訂正を認める。特許第2951400号の請求項1ない し16及び19,20に係る特許を取り消す。同請求項17,18に係る特許を維 持する。」との決定があり、その謄本は同月26日原告に送達された。

2 決定の理由の要点

平成14年9月17日付け訂正は適法であるが、先願当初明細書 (特願平1-5 4150号の願書に最初に添付された明細書)には、平成14年9月17日付け訂 正による請求項1記載の発明1ないし16及び19,20と同一の発明が記載され ているので、これらは、特許法29条の2の規定により特許を受けることができな

一方、平成14年9月17日付け訂正による請求項17、18記載の発明に係る 特許については、特許異議申立ての理由及び証拠によっては、その特許を取り消すことができない。

3 訂正審決の確定

原告は、本訴提起後の平成16年8月30日、本件特許につき、特許請求の範囲 の減縮等を目的として、明細書の訂正をする審判を請求したところ(訂正2004 -39207号), 平成16年10月8日, 当該訂正を認める旨の審決があり確定 した。

4 平成14年9月17日付け訂正による特許請求の範囲の記載(決定が基礎と した特許請求の範囲の記載) 1. 式 I

$$R - (A^{\iota} - Z^{l})_{m} - A^{2} - Z^{2} - \underbrace{\bigcirc}_{L}^{F} Q - Y$$

〔式中, Rは, Hであり, あるいはRは, 炭素原子1~15個を有するアルキル基 又はアルケニル基であり、この基は、非置換であるか、あるいは置換基として 1 個 のCN又はCF3を有するか, あるいは置換基として少なくとも1個のハロゲンを 有しており、そしてこれらの基中に存在する1個又は2個以上のCH2基は、場合 によりそれぞれ相互に独立して、
〇原子が相互に直接に結合しないものとして、
-O-, -s-, -co-, -co-o-, -o-co-zt-o-co-

O-により置き換えられていてもよく、A'及びA'は、それぞれ相互に独立して、 (a)トランス-1、4-シクロヘキシレン基(この基中に存在する1個のC H2基又は隣接していない2個以上のCH2基はまた、-O-及び(又は)-S-に より置き換えられていてもよい),

(b) 1, 4ーフェニレン基, (c) 1, 4ーシクロヘキセニレン, 1, 4ービシクロ〔2. 2. 2〕オクチレン, ピペリジンー1, 4ージイル, ナフタレンー2, 6ージイル, デカヒドロナフタレンー2, 6ージイル及び1, 2, 3, 4ーテトラヒドロナフタレンー2, 6 ージイルよりなる群からの基

であり、上記の基(a)及び基(b)は、場合によりCN又はフッ素により置換

されていてもよく,

Z¹及びZ²は、それぞれ相互に独立して、-CO-O-、-O-CO-、-CH2 O-, -OCH2-, CH2CH2-, -CH=CH-, -C≡C-又は単結合であ り, あるいは基Z¹及び基Z²のうちの一つはまた, - (CH2) 4-又は-CH=C H-CH2CH2-であることができ、

Lは、Fであり、

mは、0、1文は2であり、 Yは、F又はCIであり、そして Qは、単結合、一CF2一、一OCF2一又は一OCHF一である、ただし、次 の化合物を除く,

(a) 4-プロピルー4'-(3, 5-ジフルオロー4-デフルオロメトキシ フェニル)ートランス、トランスービシクロヘキシル

式中R'はそれぞれ炭素原子1~10個を有するアルキル基である〕 で示されるフルオロベンゼン誘導体。

式Iで示される化合物を液晶媒体の成分として使用する方法。

3. 少なくとも2種の液晶成分を含有する液晶媒体であって、式Iで示される化合物のうちの少なくとも1種を含有することを特徴とする液晶媒体。 4. 式 I

〔式中、Rは、Hであり、あるいはRは、炭素原子1~15個を有するアルキル基 又はアルケニル基であり、この基は、非置換であるか、あるいは置換基として1個 のCN又はCF3を有するか、あるいは置換基として少なくとも1個のハロゲンを 有しており、そしてこれらの基中に存在する1個又は2個以上のCH2基は、場合 によりそれぞれ相互に独立して, 〇原子が相互に直接に結合しないものとして, O-, -S-, -◇-, -CO-, -CO-O-, -O-CO-又は-O-CO-O-により置き換えられていてもよく, A ' 及び A ' は, それぞれ相互に独立して,

(a) トランス-1, 4-シクロヘキシレン基(この基中に存在する1個のC H2基又は隣接していない2個以上のCH2基はまた、-O-及び(又は)-S-に より置き換えられていてもよい), (b) 1, 4-フェニレン基(この基中に存在する1個又は2個のCH基はま

た、Nにより置き換えられていてもよい), (c) 1, 4-シクロへキセニレン, 1, 4-ビシクロ〔2. 2. 2〕オクチレン, ピペリジン-1, 4-ジイル, ナフタレン-2, 6-ジイル, デカヒドロナ フタレンー2,6-ジイル及び1,2,3,4-テトラヒドロナフタレンー2,6 ージイルよりなる群からの基

であり,上記の基(a)及び基(b)は,場合によりCN又はフッ素により置換さ れていてもよく,

 Z^{1} 及び Z^{2} は、それぞれ相互に独立して、-CO-O-、-O-CO-、 $-CH_{2}O$ -, -OCH2-, CH2CH2-, -CH=CH-, -C≡C-又は単結合であり、あるいは基Z¹及び基Z²のうちの一つはまた、-(CH2) 4 -又は 4 CH=C H-CH2CH2-であることができ、

Lは、Fであり、

mは, 0, 1又は2であり,

Yは、F又はCIであり、そして Qは、単結合、-CF2-、-OCF2-又は-OCHF-である。

で示されるフルオロベンゼン誘導体の1種又は2種以上に加え、さらなる構成要 素として4~30種の成分を含有する液晶媒体。

5. さらなる構成要素が7~25種の成分であることを特徴とする、請求項4に記 載の液晶媒体。

6. さらなる構成要素が下記式1~5;

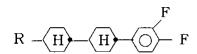
R' - L - E - R''1 R' -L-COO-E-R" R' -L-OOC-E-R" 2 3 $R' - L - CH_2CH_2 - E - R''$ 4 $R' - L - C \equiv C - E - R''$ 5

式1, 式2, 式3, 式4及び式5において, L及びEは同一又は異なることが でき、相互に独立して、それぞれ、一Phe一、Cyc一、一Phe一Phe一、一Phe一Cyc一、一Cyc一Cyc一、一Pyr一、一Dio一、一G一Phe一及び一G一Cyc一ならびにそれらの鏡像基からなる群からの二価の基であり、Pheは1、4ーフェニレンであり(この基は非置換であるか、又はフッ素で置換されている)、Cycはトランスー1、4ーシクロへキシレン又は1、4ーシクロへキセニレンであり、Pyrはピリミジンー2、5ージイルであり、Dioは1、3ージオキサンー2、5ージイルであり、そ してGは2-(トランス-1, 4-シクロヘキシル) -エチル、ピリミジン-2. しては2-(F) $\sqrt{-1}$, $4-\sqrt{-1}$ $\sqrt{-2}$ $\sqrt{-2$ は、1、2又は3である)である。

で示される化合物から選択されることを特徴とする,請求項4又は5に記載の液晶

- 7. さらなる構成要素として、式1~5のうちの2つから選択される化合物を含有 することを特徴とする、請求項6に記載の液晶媒体。
- 8. LがCyc又はPheであり、EがPhe-Cycである構成要素を含有する ことを特徴とする、請求項6に記載の液晶媒体。
- 9. LがPheであることを特徴とする、請求項8に記載の液晶媒体。
- 10. L及びEがCyc, Phe及びPyrからなる群から選択されたものである 式1~5の化合物の1種又は2種以上と、L及びEのうちのひとつの基がCyc, Phe及びPyrからなる群から選択され、他の基が一Phe-Phe-, -Ph eーCycー、ーCycーCycー、ーGーPheー及びーGーCycーからなる群から選択されたものである式1~5の化合物の1種又は2種以上とを同時に含むことを特徴とする、請求項6に記載の液晶媒体。
 11. 式I"の化合物を複数種含有することを特徴とする、請求項4~10のいず
- れかに記載の液晶媒体。
- 12. 式 I "の化合物を3, 4又は5種含有することを特徴とする, 請求項11に 記載の液晶媒体。
- 13. (a) 式 I "の化合物 1 種又は 2 種以上を 5 ~ 9 0 %,

- (b) R"がーF, ーCI, ーNCS又はー(O); CH3-(k+1) FkCI である式1~5から選択される化合物を10~80%(グループB) 及び (c) R' 及びR"が夫々互いに独立して、炭素原子1~8個を有するアルキ
- ル、アルケニル、アルコキシ、アルコキシアルキル、アルケニルオキシ又はアルカ ノイルオキシである式1~5から選択される化合物を0~30%(グループA)含 有することを特徴とする、請求項6に記載の液晶媒体。
- 14. L及びEのうちのひとつの基がフッ素で置換された1, 4ーフェニレンを含む,式1~5から選択される化合物を含有することを特徴とする,請求項13に記 載の液晶媒体。
- 戦の水間がに。 15.式I″の化合物とグループBの化合物とからなることを特徴とする,請求項 13に記載の液晶媒体。
- 16. 式 I " の化合物と式



(式中Rは直鎖アルキルである)

の化合物とからなるものを除く、請求項4~15のいずれかに記載の液晶媒体。 17. 式 I " の化合物を 4 0 % より多く含有することを特徴とする, 請求項 4 ~ 1 6のいずれかに記載の液晶媒体。

- 18. 式 I " の化合物の割合が 45~90% であることを特徴とする、請求項 17 に記載の液晶媒体。
- 19.請求項3~18のいずれかに記載の液晶媒体を含有することを特徴とする、 液晶表示素子。
- 20. 誘電体として、請求項3~18のいずれかに記載の液晶媒体を含有すること を特徴とする、電気光学表示素子。

訂正審判請求の訂正内容(特許請求の範囲の訂正箇所)

設定登録時の特許請求の範囲の記載は省略するが、後記6における訂正後の特許 請求の範囲は,以下のように訂正されたものである。

- (i) 設定登録時の特許請求の範囲の請求項1における
- 「(b) 1, 4-フェニレン基(この基中に存在する1個又は2個のCH基はま た、Nにより置き換えられていてもよい)」
- (b) 1, 4-フェニレン基」

と訂正する。

- (ii) 設定登録時の特許請求の範囲の請求項1の末尾における。
 - 「式中R'はそれぞれ炭素原子1~10個を有するアルキル基である〕 で示されるフルオロベンゼン誘導体。」

- (式中R¹はそれぞれ炭素原子1~10個を有するアルキル基である)
- (c) A'及びA'が、同一又は異なって、いずれもトランスー1,4ーシクロヘキシレ ン基, 1,4ーフェニレン基, ピリミジンー2,5ージイル基又は1,3ージオキサンー 2,5-ジイル基であり,かつQ-YがFである化合物,
- (d) A²が、1,4ーシクロヘキセニレン基であり、かつQ-YがFである化合 物。〕

で示されるフルオロベンゼン誘導体。」

と訂正する。

- (iii) 設定登録時の特許請求の範囲の請求項4の末尾における, 「する液晶媒体。」
 - を, 「し, さらなる構成要素が下記式1~5;

R' - L - E - R''R' -L-COO-E-R" 2

R'-L-OOC-E-R"

 $R' - L - CH_2CH_2 - E - R''$ 4 $R' - L - C \equiv C - E - R''$ 5

で示される化合物から選択され、

(a)式I"の化合物1種又は2種以上を5~90%,

(b) R"が一F, 一CI, 一NCS又は一(O); CH3-(k+1) FkCI 1である式1~5から選択される化合物を10~80%(グループB)及び

(c) R' 及びR" が夫々互いに独立して、炭素原子 $1\sim 8$ 個を有するアルキル、アルケニル、アルコキシ、アルコキシアルキル、アルケニルオキシ又はアルカノイルオキシである式 $1\sim 5$ から選択される化合物を $0\sim 3$ 0%(グループA)含有し、

しきい値電圧が、1.66V以下であることを特徴とする、液晶媒体。」 と訂正する。

(iv) 設定登録時の特許請求の範囲の請求項6及び請求項13を削除し、それぞれ以下の項数を繰り上げ「6、・・・13、・・・」と訂正する。

特許明細書のクレ	訂正後のクレーム	特許明細書のクレ	訂正後のクレーム
ーム		ーム	
1	1	11	1 0
2	2	1 2	1 1
3	3	1 3	削除
4	4	1 4	1 2
5	.5	1 5	1 3
6	削除	1 6	1 4
7	6	1 7	1 5
8	7	1 8	1 6
9	8	1 9	17
1 0	9	2 0	1 8

(v)設定登録時の特許請求の範囲の,

1)請求項7中の、「請求項6」を、「請求項4」に、

- 「請求項6」を, 2)請求項8中の. 「請求項4」に、
- 「請求項8」を、 3)請求項9中の, 「請求項7」に,
- 4)請求項10中の、「請求項6」を、「請求項4」に、 5)請求項11中の「請求項4~10」を「請求項4~9」に、
- 6)請求項12中の「請求項11」を「請求項10」に、
- 7)請求項14中の「請求項13」を「請求項4」に、
- 8)請求項15中の「請求項13」を「請求項4」に、
- 9)請求項16中の「請求項4~15」を「請求項4~13」に、
- 10) 請求項17中の「請求項4~16」を「請求項4~14」に、11) 請求項18中の「請求項17」を「請求項15」に、
- 12) 請求項19中の「請求項3~18」を「請求項3~16」に、
- 13) 請求項20中の「請求項3~18」を「請求項3~16」に、 それぞれ訂正する。
- 6 訂正審決による特許請求の範囲の記載(下線部分が、設定登録時からの訂正 箇所であり、そのうち2重下線部分は、前記4の平成14年9月17日付けの訂正 からの訂正箇所)

1. 式 I

〔式中,Rは,Hであり,あるいはRは,炭素原子1~15個を有するアルキル 基又はアルケニル基であり、この基は、非置換であるか、あるいは置換基として1個のCN又はCF3を有するか、あるいは置換基として少なくとも1個のハロゲン を有しており、そしてこれらの基中に存在する1個又は2個以上のCH2基は、場合によりそれぞれ相互に独立して、O原子が相互に直接に結合しないものとして、 ──, -co-, -co-o-, -o-co-又は-o--O- , -S- , - OO , -

A'及びA'は、それぞれ相互に独立して、

(a) トランス-1, 4-シクロヘキシレン基(この基中に存在する1個のC H2基又は隣接していない2個以上のCH2基はまた, -O-及び(又は) -S-に より置き換えられていてもよい),

(b) $\frac{1}{1}$, $\frac{4-7}{1}$ $\frac{4-7}{1}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{4-7}{1}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{4-7}{1}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{4-7}{1}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{4-7}{1}$ $\frac{1}{1}$ $\frac{1}{$

であり、上記の基(a)及び基(b)は、場合によりCN又はフッ素により置換 されていてもよく,

Z 及び Z は、それぞれ相互に独立して、一CO一O一、一O一CO一、一C H₂O-, -OCH₂-, CH₂CH₂-, -CH=CH-, -C=C-又は単結合 であり、あるいは基21及び基22のうちの一つはまた、一(СН2)4-又は-СН =CH-CH2CH2-であることができ,

Lは、Fであり、

mは, 0, 1又は2であり,

Yは、F又はCIであり、そして Qは、単結合、一CF2一、一OCF2一又は一OCHF一である、ただし、次 の化合物を除く,

(a) 4-プロピルー4'-(3, 5-ジフルオロー4-デフルオロメトキシ フェニル)-トランス、トランス-ビシクロヘキシル

$$F = 1 \times 1 \times 2 ; s = 0 \times 1 \times 1)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (s = 0 \times 1 \times 1)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (s = 0 \times 1 \times 1)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (s = 0 \times 1 \times 1)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (s = 0 \times 1 \times 1)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (s = 0 \times 1 \times 1)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (r = 1 \times 1 \times 2)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (r = 1 \times 1 \times 2)$$

$$R^{1} \longrightarrow F \qquad (A = \text{wide}) \longrightarrow F \qquad (A' = - \text{wide}) \longrightarrow F \qquad$$

(c) A^1 及び A^2 が、同一又は異なって、いずれもトランスー 1A ーシクロヘキシレン基、

フェニレン基,ピリミジンー 2,5 ージイル基又は 1,3 ージオキサンー 2,5 ージイル基であり,

Q-YがFである化合物,

(d) A²が、1.4 ーシクロヘキセニレン基であり、かつQ-YがFである化合物。]

で示されるフルオロベンゼン誘導体。

2. 式 I で示される化合物を液晶媒体の成分として使用する方法。 3. 少なくとも2種の液晶成分を含有する液晶媒体であって、式Iで示される化合物のうちの少なくとも1種を含有することを特徴とする液晶媒体。

$$R - (A^{1} - Z^{1})_{m} - A^{2} - Z^{2} - \bigcirc F$$

$$Q - Y$$

$$I.$$

〔式中、Rは、Hであり、あるいはRは、炭素原子1~15個を有するアルキル 基又はアルケニル基であり、この基は、非置換であるか、あるいは置換基として1 個のCN又はCFョを有するか,あるいは置換基として少なくとも1個のハロゲン を有しており、そしてこれらの基中に存在する1個又は2個以上のCH2基は、場 合によりそれぞれ相互に独立して, O原子が相互に直接に結合しないものとして, -o-, -s-, -co-, -co-o-, -o-co-又は-o-co -O-により置き換えられていてもよく,

A¹及びA²は、それぞれ相互に独立して、

(a) トランス-1, 4-シクロヘキシレン基(この基中に存在する1個のC H2基又は隣接していない2個以上のCH2基はまた、-O-及び(又は)-S-に より置き換えられていてもよい)

た、Nにより置き換えられていてもよい),

(c) 1, 4-シクロヘキセニレン、1, 4-ビシクロ[2, 2, 2]オクチ ージイルよりなる群からの基

であり、上記の基(a)及び基(b)は、場合によりCN又はフッ素により置換

されていてもよく,

Z¹及びZ²は、それぞれ相互に独立して、-CO-O-、-O-CO-、-C H2Oー, -OCH2ー, CH2CH2ー, -CH=CH-, -C=C-又は単結合であり、あるいは基Z'及び基Z'のうちの一つはまた、- (CH2) 4-又は-CH =CH-CH2CH2ーであることができ,

Lは、Fであり、

mは、0、1文は2であり、 Yは、F又はCIであり、そして Qは、単結合、-CF2-、-OCF2-又は-OCHF-である。

で示されるフルオロベンゼン誘導体の1種又は2種以上に加え、さらなる構成要 素として4~30種の成分を含有し、さらなる構成要素が下記式1~5;

R' - L - E - R''	1
R' - L - COO - E - R''	2
R' - L - OOC - E - R''	3
$R' - L - CH_2CH_2 - E - R''$	4
$R' - L - C \equiv C - E - R''$	5

<u>式1、式2、式3、式4及び式5において、L及びEは同一又は異なることができ、相互に</u>

<u>独立して,それぞれ,-Phe-,Cvc-,-Phe-Phe-,-Phe-Cvc-,-C</u>

<u> yc-Cyc-,-Pyr-,-Dio-,-G-Phe-及ぴ-G-Cyc-ならびにそれら</u>

<u>の鏡像基からなる群からの二価の基であり、Pheは1、4-フェニレンであり(この基は非置</u>

換であるか、又はフッ素で置換されている)、 $C \vee c$ はトランスー1、4-シクロヘキシレン又は1、4-シクロヘキセニレンであり、 $P \vee r$ はピリミジンー2、5-ジイル又はピリジンー2、5-ジイルであり、D i o は1、3-ジオキサンー2、5-ジイルであり、そしてGは2ー(トランスー1、4-シクロヘキシル)ーエチル、ピリミジンー2、5-ジイルであり、R' 及びR'' は相互に独立して、そージイル又は1、3-ジオキサンー2、5-ジイルであり、R' 及びR'' は相互に独立して、それぞれ、8個までの炭素原子を有するアルキル、アルケニル、アルコキシ、アルコキシアルキル、アルケニルオキシ又はアルカノイルオキシであるか、又は、R''は、-F、-C1、-NCS又は-(O) $_{1}$ CH $_{3-}$ ($_{1+1}$) $_{1}$ F $_{2}$ C1、(式中、 $_{1}$ は、 $_{2}$ Qは1であり、そして $_{1}$ もの $_{2}$ ことは $_{3}$ である)である、

で示される化合物から選択され、

- (a) 式 I″の化合物 1種又は 2種以上を 5~90%,
- <u>(b) R″が-F, -C1, -NCS又は-(O) (CHs-(k+1) FkCl)である式1~5から選</u> 択される化合物を10~80% (グループB) 及び
- (c) R' 及びR" が夫々互いに独立して、炭素原子1~8個を有するアルキル、アルケニル、アルコキシ、アルコキシアルキル、アルケニルオキシ又はアルカノイルオキシである式1~5か

ら選択される化合物を0~30% (グループA) 含有し、

- しきい値電圧が、1.66 V以下であることを特徴とする、 液晶媒体。
- 5. さらなる構成要素が7~25種の成分であることを特徴とする、請求項4に記載の液晶媒体。
- 6. さらなる構成要素として、式 $1 \sim 5$ のうちの 2 つから選択される化合物を含有することを特徴とする、請求項 4 に記載の液晶媒体。
- 7. LがCyc又はPheであり、EがPhe-Cycである構成要素を含有することを特徴とする、請求項4に記載の液晶媒体。
- <u>8</u>.LがPheであることを特徴とする,請求項<u>7</u>に記載の液晶媒体。
- <u>9</u>. L及びEがCyc, Phe及びPyrからなる群から選択されたものである式1~5の化合物の1種又は2種以上と、L及びEのうちのひとつの基がCyc, Phe及びPyrからなる群から選択され、他の基が一Phe一Pheー、一PheーCycー、一CycーCycー、ーGーPheー及び一GーCycーからなる群から選択されたものである式1~5の化合物の1種又は2種以上とを同時に含むことを特徴とする、請求項4に記載の液晶媒体。
- <u>10.</u> 式 I " の化合物を複数種含有することを特徴とする, 請求項 4 ~ <u>9</u>のいずれかに記載の液晶媒体。
- <u>11. 式 I ″ の化合物を 3, 4 又は 5 種含有することを特徴とする, 請求項 10 に</u>記載の液晶媒体。
- 12. L及びEのうちのひとつの基がフッ素で置換された1, 4-フェニレンを含

む、式1~5から選択される化合物を含有することを特徴とする、請求項<u>4</u>に記載 の液晶媒体。 <u>13</u>. 式 I "

の化合物とグループBの化合物とからなることを特徴とする,請求項 <u>4</u>に記載の液晶媒体。

<u> 14</u>. 式 I″の化合物と式

$$R \xrightarrow{H} H \xrightarrow{F} F$$

(式中Rは直鎖アルキルである)

の化合物とからなるものを除く、請求項4~13のいずれかに記載の液晶媒 体。

式 I ″ の化合物を 4 0 % より多く含有することを特徴とする,請求項 4 ~ <u>1</u> 15. <u>4</u>のいずれかに記載の液晶媒体。

に記載の液晶媒体。

17. 請求項3~16のいずれかに記載の液晶媒体を含有することを特徴とする. 液晶表示素子。

18. 誘電体として、請求項3~<u>16</u>のいずれかに記載の液晶媒体を含有することを特徴とする、電気光学表示素子。

第3 原告主張の決定取消事由

決定は、訂正審決による訂正前の請求項に基づき(平成14年9月17日付け訂 正請求に基づき)各請求項の発明の要旨を認定して、特許法29条の2により、先 願当初明細書には、平成14年9月17日付け訂正による請求項1記載の発明1な いし16及び19,20と同一の発明が記載されていると認定判断したが、訂正審 決による訂正後の特許請求の範囲の構成は平成14年9月17日付け訂正請求に基 づく構成よりも限定されたものであるから、特許請求の範囲の減縮等を目的とする 訂正を認める審決が確定したことにより、決定中特許を取り消した部分は、結果的 に本件発明の要旨の認定を誤ったことになり、違法となったものである。

第4 当裁判所の判断

原告主張の事由により決定中特許を取り消した部分は取り消されるべきものであ り、本訴請求は理由がある。よって、訴訟費用の負担につき行訴法7条、民訴法6 2条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第4部

裁判長裁判官	塚	原	朋	_
裁判官	塩	月	秀	平
裁判官	髙	野	輝	久